

# 平成27年第4回定例会会議録（第6号）

平成27年12月18日

## ○出席議員（25名）

1番	阿部真一君	2番	竹内善浩君
3番	安部一郎君	4番	小野正明君
5番	森大輔君	6番	三重忠昭君
7番	野上泰生君	8番	森山義治君
9番	穴井宏二君	10番	加藤信康君
11番	荒金卓雄君	12番	松川章三君
13番	萩野忠好君	14番	市原隆生君
15番	国実久夫君	16番	黒木愛一郎君
17番	平野文活君	18番	松川峰生君
19番	野口哲男君	20番	堀本博行君
21番	山本一成君	22番	三ヶ尻正友君
23番	江藤勝彦君	24番	河野数則君
25番	首藤正君		

## ○欠席議員（なし）

## ○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿南寿和君
副市長	猪又真介君	教育長	寺岡悌二君
水道企業管理者	永井正之君	総務部長	豊永健司君
企画部長	工藤将之君	建設部長	岩田弘君
ONSENツーリズム部長	伊藤慶典君	生活環境部長	釜堀秀樹君
福祉保健部長 兼福祉事務所長	大野光章君	消防長	河原靖繁君
総務部参事	伊藤守君	教育参事	湊博秋君
水道局次長 兼管理課長	三枝清秀君	政策推進課長	本田明彦君

## ○議会事務局出席者

局長	檜垣伸晶	議事総務課長	宮森久住
補佐兼総務係長	河野伸久	補佐兼議事係長	浜崎憲幸

主	幹	吉	田	悠	子	主	幹	佐	保	博	士	
主	査	佐	藤	英	幸	主	査	波	多	野	博	
主	事	穴	井	寛	子	速	記	者	桐	生	正	子

○議事日程表（第6号）

平成27年12月18日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 上程中の全議案及び請願に対する各委員長報告、討論、表決
- 第 2 報告第13号 市長専決処分について
- 第 3 議員提出議案第14号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書  
議員提出議案第15号 地方大学の機能強化を求める意見書
- 第 4 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

日程第1～日程第4（議事日程に同じ）

午前 11 時 15 分 開会

○議長（堀本博行君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 6 号により行います。

日程第 1 により、上程中の全議案及び請願に対する各常任委員会の審査の経過と結果について、各委員長から御報告を願います。

（厚生環境教育委員会委員長・江藤勝彦君登壇）

○厚生環境教育委員会委員長（江藤勝彦君） 去る 12 月 10 日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託を受けました議第 104 号平成 27 年度別府市一般会計補正予算（第 4 号）関係部分外 6 件について、12 月 11 日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果について御報告をいたします。

初めに、議第 104 号平成 27 年度別府市一般会計補正予算（第 4 号）関係部分についてであります。

障害福祉課関係部分では、当局より、重度心身障害者医療助成に要する経費、特別障害者手当等支給に要する経費及び障害児通所支援に要する経費において、給付件数の増加により予算に不足を生じたため、追加額を計上しているとの説明がなされました。

高齢者福祉課関係部分では、当局より、介護保険特別会計の給付事業において事業費の減額が生じたため、一般会計からの繰出金を減額補正しているとの説明がなされました。

児童家庭課関係部分では、保育所入所に要する経費において、保育園・認定子ども園運営費における保育・教育単価が決定したことにより運営費に不足額が生じたこと、及び平成 26 年度保育緊急確保事業のうち保育士等処遇改善臨時特例事業の清算に伴い、国庫返納金が生じたため所要額を補正計上しているとの説明がなされました。

健康づくり推進課関係部分では、休日在宅当番医制において、別府市保健センター内の地域保健センターでの日曜・祝日の診療体制が整ったことから、内科・小児科の診療を実施するに当たり、休日 53 日分の委託料を追加補正していること、また、予防接種に要する経費において、接種率の向上とインフルエンザワクチンの値上がりに伴い高齢者の肺炎球菌とインフルエンザ予防接種委託料を追加補正しているとの説明がなされました。

委員より、福祉事業においては、対象者の増加などにより事業費が増加し、市費の持ち出しも増加しているが、今後も続くのかとの質疑がなされ、当局より、事業費は今後も増加傾向が予想されるため、財源確保も含めた効率的な事業執行に努めたいとの答弁がなされましたので、これを了といたしました。

生涯学習課関係部分では、中央公民館・市民会館リニューアル事業において起債の借り換えに伴う財源補正をすること、また、ホールの舞台音響照明操作などの委託料について、4 月のリニューアルオープンに向けて、3 月を設備操作の習熟などに関する準備期間として含めた 13 カ月分を一括して委託契約するため、3 月分委託料の補正計上及び平成 28 年度分委託料の債務負担行為を設定すること、コミュニティーセンター管理運営に要する経費においては、相撲場が開設以来、部分的な修理以外ほとんど改修されておらず、老朽化が進んだため、利用者の拡大と市民スポーツの向上、スポーツ観光への貢献を目的とし、土俵改修費用を計上しているとの説明がなされました。

次に、スポーツ健康課関係部分では、スポーツ健康総務に要する経費において、例年より、九州大会・全国大会へ出場する部が多かったことと、全国大会が、東北・北海道エリアで開催されたことにより出場費の不足が生じたため、別府市中学校体育連盟の補助金の追加額を計上していること、また、パークゴルフ場管理運営に要する経費において、明豊高校野球練習場からのボール飛来に対する安全対策として、別府大学との協議を重ねてきた結果、防球ネットの設置工事を別府大学が行うことになり、その工事費の一部を市が負担するための防球ネット設置費負担金を計上しているとの説明がなされました。

委員より、土地の所有権と工事状況の把握についての質疑がなされ、当局より、関係課で連携・確認をしながら適切な事業の遂行に努めるとの答弁がなされました。

採決におきまして、議第 104 号平成 27 年度別府市一般会計補正予算（第 4 号）関係部分については、当局説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第 106 号平成 27 年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についての審議では、高齢者福祉課から、今年度の介護保険給付にかかわる各種事業の実績をもとに算出した決算見込みについて、介護予防、高額医療介護及び特定入所者介護の各サービスの事業経費が不足すること、また介護サービス経費に余剰が生じることに伴い補正計上しているとの説明がなされました。採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

予算外の議案についてですが、議第 115 号別府市公民館条例の一部改正について、及び議第 116 号別府市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、中央公民館と市民会館のリニューアルを機会に 1 階部分を公民館、2、3 階部分を市民会館とすることとし、あわせて使用料を見直すこととしたとの説明がなされました。

議第 117 号別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例の一部改正については、関係法令の改正に伴う条例改正であること、議第 128 号と議第 131 号の指定管理者の指定については、別府市身体障害者福祉センターと南立石 2 区集会所の指定管理者の指定をするため、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めることの説明が、それぞれ当局よりなされました。

以上 5 議案についても、当局説明を適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、請願第 2 号動物との共生に向けたマナー等に関する条例の制定に関する請願については、当局にオブザーバーとしての出席を求め、関係既存事業や動物の環境問題の現状を聞きつつ審査を行ったところ、賛否両論が考えられる案件であり、地域の現状を十分把握し、住民理解が得られるよう留意すべきなどの意見が出されました。

採決におきまして、条例制定の可否等については、今後の調査検討を要するものの、生活環境保全の観点から願意は妥当と認められるため、全員異議なく採択すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

（総務企画消防委員会委員長・加藤信康君登壇）

- 総務企画消防委員会委員長（加藤信康君） 去る 12 月 10 日の本会議において、総務企画消防委員会に付託を受けました、議第 104 号平成 27 年度別府市一般会計補正予算（第 4 号）関係部分外 9 件について、12 月 11 日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第 104 号平成 27 年度別府市一般会計補正予算（第 4 号）関係部分についてであります。

政策推進課関係部分では、当局より、歳入として地方交付税の交付額の決定や、地域住民生活等緊急支援交付金の対象事業タイプ I 及び II の交付決定等に伴う補正、歳出として、山間部の交通不便地帯の利便性向上に向けた実証運行を東山地区において、来年の 1 月 4 日から 3 月 11 日までの間実施する経費等を計上するとの説明がなされました。

実証運行については、さらに詳細な説明があり、現状として、東山地区には別府駅西口発着の路線バスがあり、柚の木線は、朝、柚の木を出発し、別府駅を夕方出発する 1 往復

のみ、堺線は、2往復あるものの、1日で往復するためには実質1往復となり、かつ市街地での滞在可能な時間が約3時間半で、通院等において時間を制限されるなど、便利とは言えない状況である。

そこで、現路線を休止の上、新たに東山地区を循環する路線と、別府駅西口と鳥居バス停を結ぶ路線の2系統を設け、さらに乗り継ぎ便の多い鳥居を経由することで、1日に複数回乗車可能となり、利用者の利便性が図られるとの説明がありました。

また、循環区間の運賃を100円と決定、約款により、子ども・障がい者等は半額の50円、未就学児は料金に関係なく無料とするとの説明がなされました。

委員より、この実証運行は中山間地域の生活支援であり、市長の目指すワンコインバスとは主旨が異なると感じられる、今後この点を十分に踏まえ検証していくべきだとの意見がなされた次第であります。

そのほか、契約検査課では、電子入札システムの改修、危機管理課では、高齢者の運転免許証自主返納に伴う申請者数が当初の見込みを上回るため、支援事業として交付する記念品「ニモカ」の追加購入に係る経費の計上、選挙管理委員会事務局では、選挙権年齢引き下げに伴うシステムの改修といった説明がそれぞれなされました。

委員より、選挙権年齢引き下げによる周知方法について質疑がなされ、当局より、出前授業等を行っているとの答弁がなされました。

また、全国的に高齢者の事故が多発していることから、運転免許証の自主返納を積極的に推進するよう意見がなされましたが、最終的に当局説明を了とし、議第104号平成27年度別府市一般会計補正予算（第4号）関係部分について採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、条例改正議案についてであります。

改正理由として、議第107号別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正については、法に定める事務以外で個人番号を利用して処理する事務を定めるための改正、議第109号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、投票所及び期日前投票所における投票立会人について、従事者の負担軽減及び人員確保の観点から、従事時間の2分の1で交代が可能とするための改正、議第111号特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、及び議第114号別府市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正については、市長の平成28年1月分給料の減額、及び教育長の給料の見直しを行うための改正、議第113号別府市税条例等の一部改正については、納税者の申請に基づく換価の猶予制度の新設、徴収猶予及び職権による換価の猶予についての所要の見直し、また、猶予に係る担保の徴取基準等を、条例で定めるとされたこと等による改正、その他、議第108号別府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、議第120号別府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、及び議第112号別府市職員の退職手当に関する条例の一部改正についても、改正理由について詳細な説明がそれぞれなされ、以上8件について採決を行った結果、議第107号については、一部委員より、マイナンバー制度導入自体をすべきではないという観点から反対である旨の意思表示がなされたものの、賛成多数で原案可決、そのほか7件については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第121号指定管理者の指定についてであります。別府市内竈コミュニティーセンター及び別府市内竈多目的広場の管理を、引き続き内竈自治会に行わせようとするものであるとの説明がなされ、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

す。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

(観光建設水道委員会副委員長・森 大輔君登壇)

○観光建設水道委員会副委員長(森 大輔君) 委員長にかわりまして、副委員長の私から御報告申し上げます。

観光建設水道委員会は、去る12月10日の本会議において付託を受けました議第104号平成27年度別府市一般会計補正予算(第4号)関係部分外12件について、12月11日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第105号平成27年度別府市競輪事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

当局から、選手宿舎管理棟の老朽化に伴い、早急な建てかえが必要であるとの判断から、基本設計及び実施設計の委託料に係る経費を計上することなどの説明がなされました。

これに対し委員から、設計期間や工事期間についての質疑がなされ、当局から、設計期間は、平成28年1月末から7月末までを予定しており、工事期間は、平成28年11月から平成29年8月までの完成を予定している旨の答弁がなされ、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第104号平成27年度別府市一般会計補正予算(第4号)温泉課関係部分では、当局から、市有堀田泉源機械室裏のり面の崩壊に伴う撤去等に係る工事請負費が、また、各温泉施設の指定管理者の指定に伴う債務負担行為について補正計上する旨の説明がなされました。

同じく温泉課所管の温泉施設に関連する議第122号から議第126号までの指定管理者の指定につきましては、指定管理者の団体や選定の経過について、当局から詳細な説明がなされました。

これに対し委員から、指定管理者の選定基準を教えてください旨の質疑がなされ、当局から、「住民の平等な利用が確保されるとともにサービスの向上が図られるものであること」などの4項目の基準が定められている旨の答弁がなされ、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決したところであります。

次に、議第104号平成27年度別府市一般会計補正予算(第4号)農林水産課関係部分、都市整備課関係部分及び建築指導課関係部分であります。

農林水産課関係部分につきましては、当局から、農業生産条件の不利な中山間地域の農業者等を支援するため、面積に応じた交付金を交付すること、また、台風15号による災害復旧費を計上する旨の説明がなされました。

都市整備課関係部分では、別府湾スマートインターチェンジのフルインター化に向け、西日本高速道路株式会社に建設工事の委託を行うための協定締結に伴い、債務負担行為補正を計上する旨の説明がなされました。

建築指導課関係部分では、耐震診断が義務づけられた旅館・ホテルなどの特定建築物が、耐震化とあわせて、市が規定するユニバーサルデザイン使用に改修する場合に補助率をかさ上げすること、また、当初計画の一部取り消しによる減額等について、当局から詳細な説明がなされました。

本議案に対しては、委員から、繰り越しの理由について質疑がなされ、当局から、今年度中に工事を契約し、着手したものに関しては、1年間繰り越すことができる施策によるものである旨の答弁がなされ、最終的に、採決の結果、いずれも原案のとおり全員異議なく可決いたしました。

続きまして、議第127号文化国際課に係る指定管理者の指定、及び議第129号公園緑地

課に係る指定管理者の指定の2件につきましては、当局から、いずれも非公募によって指定する旨の合理的な説明がなされたため、その説明を了とし、全員異議なく可決すべきものと決した次第であります。

次に、農業委員会事務局の議第110号証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正についてであります。

当局から、農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の公選制が廃止され、市町村長の選任制に変更されたこと、新たに農地利用最適化推進員が新設されたこと等に伴い、条例を改正したい旨の説明がなされました。

これに対し委員から、市町村長の選任制に関しては、基準はあるのかとの質疑に対し、過半数が認定農業者であること、農業委員会の所掌事項に関して利害関係のない者であること等の答弁がなされ、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたところであります。

続きまして、建築住宅課関連議案では、議第104号平成27年度別府市一般会計補正予算（第4号）関係部分、議第118号別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議第119号別府市営店舗の設置及び管理に関する条例の一部改正について、及び議第130号指定管理者の指定についての以上4議案について、本市が管理する市営住宅を公営住宅法に基づく「管理代行制度」と地方自治法に基づく「指定管理者制度」によりそれぞれ管理業務を大分県住宅供給公社に委託しようとする等に伴い、債務負担行為補正を計上すること、指定管理者として指定すること、その他関係条例を改正することについて、当局から詳細な説明がなされた次第であります。

委員から、これまで建築住宅課で行われていた市営住宅に関する問い合わせの窓口、修繕・保守管理を行う業者についてはどのようにするのかとの質疑がなされ、当局から、問い合わせについては、今後、大分県住宅供給公社が窓口となってい、業者については、当然、別府市内の業者を優先してもらふ旨の協議を行うとの答弁があり、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決するものと決しました。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査とその結果についての御報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（堀本博行君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

（17番・平野文活君登壇）

○17番（平野文活君） 私は、日本共産党議員団を代表して、議第107号別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正についてに対する反対討論を行います。

この条例改正案は、末尾の提案理由にも書いてありますが、いわゆるマイナンバー法に定められた利用できる事務以外にも、利用できる事務を広げようとするものであります。

これまでも住民基本台帳ネットワークシステム、いわゆる住基ネットがありましたが、個人情報、氏名、生年月日、性別、住所の4情報に限定されておりました。しかし、今回のマイナンバーは、税と社会保障、災害の3分野、98の事務に利用範囲が広がられます。

今回の条例改正案を見ても、その範囲は、市民税のほか障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉、母子福祉、生活保護、国民健康保険、介護保険、国民年金、健康診断、予防接種、市営住宅関係など、さまざまな分野の事務が列挙されております。

市民は、これらの行政サービスを受けるための申請書などの書類に個人番号の記載を求められることとなります。市民が番号を記載しなくても受け付けるとは言っておりますが、

個人番号を持ち歩くことになれば、紛失などの事故は必ず起こります。

さらに、来年1月から利用が開始されるにもかかわらず、報道もされておりますように、多くの方々に通知カードがまだ届いておりません。私の家には届きましたが、説明書を見ると、個人番号カードの申請は任意であるにもかかわらず、「申請してね、個人番号カード」というページがあり、任意であることは書かれておりません。そのため、私が訪問したある90歳の女性は、写真を撮って送らなければと慌てていました。

この番号制度の最大の問題点は、9月議会での反対討論でも指摘しましたが、情報漏れ、不正使用の危険です。年金機構の125万件に上る情報漏えい事件は、国民に大きな衝撃を与えました。

このマイナンバー制度は、結局、徴税強化と社会保障給付削減が目的であり、この条例改正案には反対であるということを示明して、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(堀本博行君) 以上で、通告による討論は終わりました。

これにて、討論を終結いたします。

これより、上程中の全議案及び請願について順次採決を行います。

上程中の全議案のうち、議第107号別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(堀本博行君) 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

(除斥対象議員退場)

○議長(堀本博行君) 次に、議第125号指定管理者の指定についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀本博行君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

(除斥対象議員入場)

次に、議第104号平成27年度別府市一般会計補正予算(第4号)から、議第106号平成27年度別府市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)まで、及び議第108号別府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてから、議第124号指定管理者の指定についてまで、並びに議第126号指定管理者の指定についてから、議第131号指定管理者の指定についてまで、以上26件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上26件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀本博行君) 御異議なしと認めます。よって、以上26件は、各委員長報告のとおり可決をされました。

次に、請願第2号動物との共生に向けたマナー等に関する条例の制定に関する請願に対する委員長の報告は、これを採択すべきものとの報告であります。本件については、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀本博行君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。



次に、日程第2により、報告第13号市長専決処分についての報告1件が提出をされておりますので、一応当局の説明を求めます。

(副市長・阿南寿和君登壇)

○副市長(阿南寿和君) 御報告いたします。

報告第13号は、市道上の事故の和解及び損害賠償の額の決定3件並びに訴え提起前の和解5件について、地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

以上、御報告を申し上げます。

○議長(堀本博行君) 以上で、当局の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。ただいまの報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第3により、議員提出議案第14号マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書、及び議員提出議案第15号地方大学の機能強化を求める意見書の以上2件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第14号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(11番・荒金卓雄君登壇)

○11番(荒金卓雄君) 議員提出議案第14号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書

マイナンバー(社会保障・税番号)制度の導入に伴い、市町村には通知カード・個人番号カードの交付について対応するよう求められています。直接のカード交付経費である地方公共団体情報システム機構への交付金については、平成27年度は国庫補助(個人番号カード交付事業費補助金・補助率10分の10)が措置される一方、市町村のカード交付事務に係る経費については、個人番号カード事務費補助金が措置されます。しかし、これは、国が平成27年度に予算化した40億円を、市町村の人口比で按分した額によって交付申請を行うこととされ、本来全額が国庫負担であるべきところ、非常に低い補助上限額となっており、おのずと市町村は、財源負担を強いられることとなっています。

また、平成28年度以降についても、マイナンバーは相当数の交付が見込まれるが、現時点では、これらに対して十分な補助金額が確保されるのか明確ではありません。

そこで、政府において、自治体負担の軽減のために以下の事項について特段の配慮を求めます。

#### 記

- 1 平成28年度以降についても、地方公共団体情報システム機構に支払う交付金全額を国の負担とし、十分な予算措置をすること。
- 2 同様に、円滑な個人番号カード交付事務を行うため、事務処理に必要な人員の確保やシステム整備経費など、全額を国の負担とし、十分な予算措置を行うこと。
- 3 地方自治体の予算編成等に支障が出ないよう、補助金交付やシステム改修フローなど、円滑な制度導入準備のために必須の情報を適時適切に提供すること。
- 4 マイナンバー制度のスムーズな導入に向けて、地方自治体職員や地域の事業者に対する研修用ガイドブックの作成、研修会の開催など十分な支援を実施すること。
- 5 配達できなかった簡易書留郵便(マイナンバー通知)の受取人の所在調査に要する経費の負担軽減を図ること。
- 6 マイナンバー制度導入時の混乱に乗じた詐欺の防止や個人番号カードの円滑な交付の

推進のための周知広報に対する支援を実施すること。  
以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 12 月 18 日

大分県別府市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いします。(拍手)

○議長(堀本博行君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第 14 号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決をされました。

次に、議員提出議案第 15 号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(14 番・市原隆生君登壇)

○14 番(市原隆生君) 議員提出議案第 15 号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

#### 地方大学の機能強化を求める意見書

地方創生に向けた政府の総合戦略において、地方大学の果たす役割は重視されており、特に、「地域ニーズに対応した人材育成」や「地方課題の解決への貢献」、「地元企業への就職率の向上・地元への若者の定着」など、これまで以上の取り組みが期待されています。しかし、国立大学の運営費補助金は年々削減され、教育の質の低下や将来的な学生定員数の削減につながりかねない状況にあり、私立大学においても少子化の進行による定員充足率の低下や私学助成の減額によって、大学経営そのものに大きな影響を与えています。

地方創生に向け、地域と大学がこれまで以上に積極的に取り組もうとする中、若者の地元定着や、地域のニーズに対応した人材育成などに大きな影響が出てくることが懸念されることから、以下の項目について強く推進するよう求めます。

#### 記

- 1 知の拠点である地方大学を“地方創生の拠点”として位置付け、地域の産業振興・雇用創出に資する研究開発、若者の地元定着や地域人材の育成につながる教育など、地方創生に貢献する取り組みに対して支援を図ること。
- 2 地域ニーズに即した人材育成や技術開発を初め、地域課題の解決に向けた地元自治体や産業界等と連携した取り組みに対し支援の充実を図ること。
- 3 地方で若者が一定水準の専門知識を習得できるよう教育の質の確保を図るとともに、大学で学ぶ学生定員確保のため、その基盤となる国立大学法人運営費交付金の充実、

私立大学に対する私学助成の拡充を図ること。  
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月18日

大分県別府市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
文部科学大臣  
地方創生担当大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(堀本博行君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第15号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第4により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付しておりますように、議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。各議員からの申し出のとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) 御異議なしと認めます。よって、各議員からの申し出のとおり、議員派遣することに決定をいたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任していただきたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) 御異議なしと認めます。よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任することに決定をいたしました。

以上で、議事のすべてを終了いたしました。

お諮りいたします。以上で平成27年第4回別府市議会定例会を閉会いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) 御異議なしと認めます。よって、以上で平成27年第4回別府市議会定例会を閉会いたします。

午後0時01分 閉会